

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	保険年金課
委 託 業 務 名	令和4年度 国民健康保険制度改正（未就学児の均等割保険料の軽減措置）に伴うシステム改修業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町3番1号
概 要	国民健康保険料において、令和4年4月から全世帯の未就学児を対象として、当該未就学児の均等割保険料について、その5割が公費により軽減されることになり、軽減保険料の算定に対応するため、所要のシステムの改修を行う。
契 約 期 間	令和4年4月1日から 令和4年6月30日まで
契 約 年 月 日	令和4年4月1日
契 約 金 額	11,220,000円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1 〔名 称〕 富士通 Japan 株式会社 京都支社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	富士通 Japan(株)は当該国民健康保険システムの製造開発業者である富士通(株)から事業移管された業者であり、当該システムのプログラム改修業務は開発業者である富士通(株)から事業移管された当該業者しか実施できないため。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。